

千葉県職労情報 第438号

2008年1月17日(木) 千葉県職員労働組合
TEL 043-223-4608 FAX 043-224-5475
Eメール: honbu@chibakensyoku.jp
ホームページ URL http://www.chibakensyoku.jp/

一人で悩んでい
ないで、県職労に
相談してください

1月17日(木)

＜交渉速報＞

第6回 地公労総務課長交渉

部長級以外は完全実施を勝ち取る
＜部長級31名の勤勉手当は改定見送り＞
療養休暇削減180→90日提案
2月議会提案を見送る

＜総務課長回答＞

○給与勧告の取扱い

勧告は4月に遡り実施する。
しかし、部長級31名の勤勉手当の改定は見送る。

○地域手当全県一律支給

ただちに地域手当の全県一律支給を求める要求書提出

○査定賃金反対

平成20年度の本庁課長級への「勤勉手当への反映」反対

○療養休暇制度改悪反対(180日→90日)

職員の理解が得られないなら、2月議会提案を見送る
職場実態、職員の健康状態を把握することが先決と主張

2008年1月17日

千葉県知事
堂本 暁子 様

千葉県地方公務員労働組合共闘会議
議長 石川 貢彦

ただちに地域手当の全県一律支給を求める要求書

貴職におかれましては、日頃より県職員・教職員の労働条件の向上にご尽力いただいていることに敬意を表します。

先般の12月県議会において「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」が全会一致で可決されました。意見書は、現行の県内格差支給により、①同様な職務を遂行しているにもかかわらず、勤務地で年収に大きな差が生じていること、②不公平感が増すばかりでなく、円滑な人事異動や採用への影響も懸念され、ひいては、地域による教育の水準格差も生じかねないこと、③近県においては、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、静岡県、山梨県等は県内一律支給となっていることなど、地域手当に県内格差があることの問題点を指摘しています。そこで、県においては、千葉県内の地域手当を全県一律支給とし、格差を早期に是正することを強く要望しています。

地公労は、長年にわたって「ただちに県内格差を是正すること」を強く要求してきましたが、県当局は調整手当の勤務地による格差支給を続け、2006年から地域手当に移行しても依然として格差は残されたままです。今回、県民の代表である県議会が「地域手当の全県一律支給」を要望したことは、私たちが主張してきたように「県内格差に道理がない」ことを改めて示すものです。

私たちは、知事が「意見書」を真摯に受け止め、6万人余の県職員・教職員が県内のどこに勤務をしても、それぞれの現場で誇りを持って職務に専念できるよう、ただちに地域手当の県内格差を是正し全県一律支給とすることを強く要求します。

以上

平成19年度給与改定(案)

1 給料表

若年層に限定した全給料表の引上げ改定

2 諸手当

(1) 扶養手当

子等に係る手当額の500円引上げ (6,000円⇒6,500円)

(2) 勤勉手当(一般の職員)

(単位:月数)

区 分		現 行	H19改定後	H20年度以降
6月期		0.725	0.725	<u>0.75</u>
12月期		0.725	<u>0.775</u>	<u>0.75</u>
年 間	勤勉	1.45	<u>1.5</u>	1.5
	期末・勤勉	4.45	<u>4.5</u>	4.5

(3) 地域手当

支給区分 (完成時の割合)	支給地域	支給割合		
		現 行	H19改定後	H20年度
甲地(15%)	東京都特別区	13%	13%	13%
乙地(8%)	千葉市外18市町	6%	6%	6%
	八街市外3町村	4%	<u>4.5%</u>	<u>6%</u>
丙地(5%)	木更津市外3市	5%	5%	5%
	富津市	4%	4%	<u>5%</u>
	銚子市外27市町村	3%	3%	<u>4%</u>

※ 医師又は歯科医師である職員については、平成20年度の支給割合を13%(現行12%)とする。

3 実施時期

平成19年4月1日

ただし、2(2)及び2(3)の平成20年度に係るものについては、平成20年4月1日施行。